



経済社会理事会

Economic and Social Council

配布：一般  
2017年8月10日

原文：英語

## 経済的、社会的及び文化的権利委員会

### ビジネス活動の文脈において、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に基づき国家が負う義務に関する一般的意見第24（2017）\*

#### I. イントロダクション

1. ビジネスは、とりわけ、雇用機会の創出及び（民間投資による）発展への貢献を通じて、経済的、社会的及び文化的権利の実現に重要な役割を果たす。しかし、経済的、社会的及び文化的権利の委員会、締約国が管轄領域内において国際的に認知された人権規範及び人権基準の遵守を確保していない結果、企業活動が経済的、社会的及び文化的権利に悪影響を及ぼしている状況について、頻繁に報告を受けている。本一般的意見の目的は、事業活動が人権に与える悪影響を回避するとともに、こうした悪影響に対処するため、上記の状況において経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締約国に課される義務を明確化することにある。

2. 事業活動が規約に基づく特定の権利（健康<sup>1</sup>、住居<sup>2</sup>、食料<sup>3</sup>、水<sup>4</sup>及び社会保障<sup>5</sup>に関する権利、労働する権利<sup>6</sup>、公正かつ良好な労働環境を享受する権利<sup>7</sup>、労働組合を組織し、参加する権利<sup>8</sup>）に与える影響の拡大については、すでに当委員会が検討した。また、当委員会は、締約国の報告書に対する見解の結論部分<sup>9</sup>、及び個人通報に対する最初の判断<sup>10</sup>でもこの問題を扱い、さらに2011年には、規約

\* 経済的、社会的及び文化的権利委員会が、第61会期（2017年5月29日～6月23日）において採択した。

<sup>1</sup> 到達可能な最高水準の健康に対する権利に関する当委員会の一般的意見第14（2000）第26及び第35パラグラフを参照。

<sup>2</sup> 適切な住居に対する権利に関する当委員会の一般的意見第4（1991）第14パラグラフを参照。

<sup>3</sup> 十分な食料に対する権利に関する当委員会の一般的意見第12（1999）第19及び第20パラグラフを参照。

<sup>4</sup> 水に対する権利に関する当委員会の一般的意見第15（2002）第49パラグラフを参照。

<sup>5</sup> 社会保障に対する権利に関する当委員会の一般的意見第19（2007）第45、第46及び第71パラグラフを参照。

<sup>6</sup> 労働の権利に関する当委員会の一般的意見第18（2005）第52パラグラフを参照。

<sup>7</sup> 公正かつ良好な労働条件を享受する権利に関する当委員会の一般的意見第23（2016）第74及び第75パラグラフを参照。

<sup>8</sup> E/C.12/AZE/CO/3の第15パラグラフを参照。

<sup>9</sup> E/C.12/CAN/CO/6の第15及び第16パラグラフ、E/C.12/VNM/CO/2-4の第22及び29パラグラフ、並びにE/C.12/DEU/CO/5の第9～11パラグラフを参照。

<sup>10</sup> 通報No. 2/2014, *I.D.G. v. Spain*（2015年6月17日に主張容認）。



上の権利の文脈における企業の責任に関する国家の義務について声明を採択した<sup>11</sup>。本一般的意見は、こうした従前の実績と併せて読まれるべきものである。本一般的意見では、国際労働機関（ILO）<sup>12</sup>及び地域組織（例：欧州評議会<sup>13</sup>）内部での進展も考慮されている。当委員会は、本一般的意見の採択にあたり、人権理事会が2011年に承認した「ビジネスと人権に関する指導原則<sup>14</sup>」及びこの問題に関する人権条約機関の貢献、さらに様々な特別手続（special procedures）<sup>15</sup>を考慮した。

## II. 背景及び範囲

3. 本一般的意見において、「事業活動」には、企業の全活動が含まれる（当該企業が国境を超えた事業を行うものであるか、純粋に国内のみで事業を行うものであるか、当該企業が民間企業・国有企業のいずれであるかを問わず、また当該企業の規模、分野、所在地、所有権及び構造も問わない。）。

4. 経済的、社会的及び文化的権利の侵害に対して、一定の行動を控える（消極的）義務、又は一定の措置を講じ、若しくは上記権利の充足に貢献する（積極的）義務を企業に課すために、個人が企業に直接的に措置を講じることができる法域もある<sup>16</sup>。また、企業に直接適用される、経済的、社会的及び文化的権利を保護するための国内法も（例えば、差別禁止、医療提供、教育、環境、雇用関係及び消費者安全の分野に）多く存在する。

5. さらに、国内法の存否、又はこれが現に施行されているか否かに関わらず、国際的な諸基準上、企業には、規約上の権利の尊重が期待されている<sup>17</sup>。したがって、企業セクターによる人権関連の義務の履行及び責任の引受けを支援し、これにより、企業の影響が及ぶ範囲内で生じた規約上の権利侵害に起因するレピュテーション・リスクを最小化することも、本一般的意見の目的である。

6. 本一般的意見は、団体交渉の文脈において、労働者の組織及び雇用主の助けにもなりうる。多くの締約国は、労働者が、報復を恐れることなく、単独又は共同で申し立てた苦情を審査するための企業内手続を要求している<sup>18</sup>。特に、規約第6条及び第7条の施行に関しては、社会対話（social dialogue）と労働者の苦情処理制度をより体系的に活用する余地がある。

<sup>11</sup> E/C.12/2011/1 の第7パラグラフを参照。

<sup>12</sup> 国際労働機関（ILO）の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（1977年採択、前回改定は2017年）では、国際的労働基準の根底にある諸原則を実施するため、企業が社会に積極的に貢献することが奨励されている。

<sup>13</sup> 欧州評議会閣僚委員会の人権とビジネスに関する勧告 CM/Rec(2016)3（2016年3月2日に、第1249回閣僚代理会合で採択）を参照。

<sup>14</sup> 人権理事会決議17/4で承認された A/HRC/17/31 を参照。

<sup>15</sup> A/HRC/4/35/Add.1 を参照。

<sup>16</sup> 例えば、南アフリカ憲法裁判所の2017年5月11日付け判決（Madlanga 裁判官による多数意見）*Daniels v. Scribante and others* (CCT 50/16) の第37～39パラグラフを参照（人間の尊厳が尊重される状況で、不動産賃借権の安定に関する権利を確保する所有権者の積極的義務）。

<sup>17</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連の『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」原則11及びコメント。

<sup>18</sup> 1967年、ILO「苦情の調査に関する勧告」（No. 130）。

### III. 規約に基づく締約国の義務

#### A. 差別禁止に関する義務

7. 経済的、社会的及び文化的権利の行使における差別が、私的領域（職場及び労働市場<sup>19</sup>、並びに住宅及び賃貸産業<sup>20</sup>を含む。）で頻繁に確認されていることは、すでに当委員会が強調した。締約国は、規約第2条及び第3条に基づき、いかなる差別もなく、すべての人に規約上の権利の享受を保障する義務を負う<sup>21</sup>。形式的差別及び実質的差別<sup>22</sup>を撤廃する義務には、経済的、社会的及び文化的権利の行使における非国家主体による差別を禁止する義務も含まれる。

8. 企業活動の悪影響を受けやすい集団には、女性、子ども、（特に土地及び天然資源の開発、利用又は搾取の関係で）先住民<sup>23</sup>、農民、漁民及び農村部で働くその他の人々、並びに政治的な力を奪われた民族的・宗教的マイノリティが含まれる。また、障害者も、事業活動による悪影響を受けやすい。これは特に、障害者による責任及び救済のメカニズムへのアクセスに、特有の障壁があるためである。当委員会がすでに述べたように、庇護申請者及び不法移民は、状況が不安定であるために、規約上の権利の享受において差別を受ける危険性が特に高い。また、規約第7条において、特に移民労働者は、搾取、長時間労働、不公正な賃金及び危険・不衛生な作業環境に晒される危険性が高い<sup>24</sup>。

9. ある属性を有する人々は、交差的・複合的な差別を受ける危険性がより高い<sup>25</sup>。例えば、投資に関連する立退きや移動に起因して、女性や少女が身体的・性的な暴力を受け、十分な補償が行われぬまま、再定住のためにさらに負担を課されという事態がしばしば生じている<sup>26</sup>。こうした投資関連の立退き及び移動では、先住民の女性・少女は、2つの理由（性別及び先住民であること）で差別を受けている。さらに、女性は、非公式経済に占める比率が高く、労働に関する社会保障を享受していないことが多い<sup>27</sup>。また、多少の改善が見られるとはいえ、世界的に、会社の意思決定手続に参加する女性の数は依然として少ない<sup>28</sup>。したがって、当委員会は、締約国に対し、事業活動が女性・少女（先住民の女性・少女を含む。）に及ぼす特有の影響に対処するとともに、経済的、社会的及び文化的権利に悪影響を及ぼす可能性のある事業活動を規制するすべての措置にジェンダーの視点を取り入れるよう（「ビジネスと人権に関する国別行動計画」を参照してこれを行うことを含む。）締約国に勧告する<sup>29</sup>。また、締約国は、労働市場（企業の上層部

<sup>19</sup> 例えば、当委員会の一般的意見第18の第13及び第14パラグラフ、経済的、社会的及び文化的権利における差別禁止に関する当委員会の一般的意見第20（2009）第32パラグラフ、高齢者の経済的、社会的及び文化的権利に関する当委員会の一般的意見第6の第22パラグラフ、並びに当委員会の一般的意見第4の第8(e)パラグラフを参照。

<sup>20</sup> 当委員会の一般的意見第4の第17パラグラフ、及び一般的意見第20の第11パラグラフを参照。

<sup>21</sup> 当委員会の一般的意見第20の第7及び第8パラグラフを参照。

<sup>22</sup> 同上、第8及び第11パラグラフ。

<sup>23</sup> 「先住民の権利に関する国際連合宣言」（A/RES/61/295 付属文書）第32条第2項を参照。

<sup>24</sup> 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に基づき、国家が難民及び移民に対して負う義務に関する当委員会の声明（E/C.12/2017/1）、並びに当委員会の一般的意見第23の第47(e)パラグラフを参照。

<sup>25</sup> 当委員会の一般的意見第20の第17パラグラフを参照。

<sup>26</sup> 国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）及び国際連合人間居住計画（国連ハビタット）「強制退去」ファクトシート No. 25/Rev.1（2014）16 ページ。

<sup>27</sup> A/HRC/26/39 第48～50パラグラフを参照。また、ILOの2015年「非公式経済から公式経済への移行に関する勧告」（No. 204）に記載されている、公式経済への移行を推進しつつ、非公式経済における労働者の権利及び社会保障を促進する措置の採用方法に関する指針も参照。

<sup>28</sup> A/HRC/26/39 第57～62パラグラフを参照。

<sup>29</sup> 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関するワーキンググループ（ビジネスと人権に関するワーキンググループ）（2016年11月）。

を含む。)における女性の比率を向上させるために、適切な措置(暫定的な特別措置を含む。)を講じるべきである。

## B. 尊重義務、保護義務及び充足義務

10. 規約は、締約国に3つのレベルの義務(尊重義務、保護義務及び充足義務)を課している。これらの義務は、締約国の領域内及び締約国の支配権が及ぶ国外の状況のいずれにも適用される。域外における義務の内容については、III.Cに記載されている。上記セクションでは、事業活動ともっとも関係性が強い保護義務に重点を置いて、締約国の義務内容を明らかにしている。

11. 本一般的意見は、規約の締約国を対象とするものであり、その意味では、民間主体(企業を含む。)の行為の扱いは間接的にしか扱っていない。しかし、締約国は、以下の場合、国際法に基づき、企業の作為又は不作為に対して直接的に責任を負う可能性がある。(a)当該企業が締約国の指図に基づき行為し、又は締約国の支配若しくは指示の下で当該行為を行った場合<sup>30</sup>(公契約の状況は、これに該当しうる<sup>31</sup>)、(b)締約国の法律に基づき、企業が政府権限の一部を行使する権限を付与されている場合<sup>32</sup>、又は公的当局の不存在若しくは怠慢により、企業が政府機能を行使する必要があった場合<sup>33</sup>、又は(c)締約国が、当該行為を自らの行為として承認し、採用した場合<sup>34</sup>。

### 1. 尊重義務

12. 締約国が、十分な正当化理由なく、規約上の権利よりも企業の利益を優先させた場合、又は規約上の権利に悪影響を与える政策を遂行した場合は、経済的、社会的及び文化的権利を尊重する義務の違反となる。例えば、投資計画の文脈で強制退去が命じられた場合等がこれに該当する<sup>35</sup>。先祖伝来の土地と結びついた先住民の文化的価値観及び権利は、特に危機に晒されている<sup>36</sup>。締約国及び事業者は、先住民の権利(先住民が伝統的に所有、占有、利用又は取得してきた土地、領地及び資源を含む。)に影響しうるすべての事項に関して、彼らの十分な情報と自由意思に基づく同意を事前に得るという原則を尊重すべきである<sup>37</sup>。

13. 締約国は、規約上の義務と、通商条約又は投資協定に基づく義務との矛盾を特定し、かかる矛盾を生じさせる条約の締結を控えるべきである<sup>38</sup>(これは、条約の拘束力に関する原則による要請である<sup>39</sup>)。したがって、かかる条約の締結に先立ち、当該通商条約及び投資協定が人権に与えるプラスとマイナスの影響(発展の権利(right to development)の実現に対する当該条約の貢献を含む。)を考

<sup>30</sup> 国際法委員会が採択した、国際違法行為に対する国の責任に関する条文(注釈付き)(A/56/10)の第8条を参照。また、国連総会決議56/83、59/35、62/61、65/19及び68/104も参照。

<sup>31</sup> 特に、公契約を受注した民間業者に雇用されている労働者の適切な保護を確保する労働条項を規定しなかった場合は、国が責任を負う可能性がある。これに関しては、ILO「労働条件(公契約)条約(1949年)」(No. 94)及びILO「労働条件(公契約)勧告(1949年)」(No. 84)を参照。

<sup>32</sup> 「国際違法行為に対する国の責任に関する条文」第5条。

<sup>33</sup> 同上、第9条。

<sup>34</sup> 同上、第11条。

<sup>35</sup> 強制労働に関する当委員会の一般的意見第7(1997)第7及び第18パラグラフ、並びにOHCHR及び国連ハビタットの「強制退去」ファクトシートNo. 25/Rev.1の28ページ及び29ページを参照。また、例えば、A/HRC/25/54/Add.1の55ページ及び59～63ページも参照。

<sup>36</sup> 文化的生活に参加する万人の権利に関する当委員会の一般的意見第21(2009)第36パラグラフを参照。また、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第26条も参照。

<sup>37</sup> 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第10条、第19条、第28条、第29条及び第21条を参照。

<sup>38</sup> A/HRC/19/59/Add.5を参照。また、欧州評議会閣僚委員会の勧告CM/Rec(2016)3の付属書類第23パラグラフも参照。

<sup>39</sup> 条約法に関するウィーン条約第26条及び第30条(4)(b)を参照。

慮した人権影響評価が実施されるべきである。必要な是正措置を講じることができるよう、条約の施行が人権に与える影響の評価は、定期的を実施するべきである。現に効力を有する通商条約及び投資協定は、締約国の人権に関する義務を考慮して解釈されるべきであり、この解釈は、国連憲章第 103 条及び人権に関する義務の性質と整合的であるべきである<sup>40</sup>。締約国は、通商条約及び投資協定で、規約上の義務を制限することはできない。締約国には、今後締結する条約に、人権に関する自国の義務に明示的に言及する条項を入れること、また、投資家・国家間の紛争解決メカニズムが、投資協定又は通商条約（投資関係の部分）の解釈を行う際に、人権が考慮されるよう担保することが推奨される。

## 2. 保護義務

14. 保護義務とは、締約国が、事業活動の文脈における経済的、社会的及び文化的権利の侵害を実効的に防止しなければならないことを意味する。これにより、締約国には、事業活動による侵害から規約上の権利を実効的に保護するため、立法措置、行政措置、教育的措置及びその他の適切な措置を講じること、並びに企業による権利侵害の被害者に対し、実効的な救済手段へのアクセスを提供することが義務付けられる。

15. 締約国は、以下を行うべきである。事業活動が規約上の権利を侵害し、又はリスク最小化のために相当の注意を払って行為しなかったためにかかる侵害が生じた場合は、刑事的・行政的な制裁・罰則を科すことを検討すること。（特に、被害者の費用を軽減すること、及び集团的救済を許容することにより）権利侵害の被害者が、加害企業に補償請求を行うための民事訴訟及びその他の実効的手段を取ることを可能にすること。必要な場合に、必要な限度で、違反事業者の事業免許及び補助金を取り消すこと。人権侵害が生じた場合に、税法、公共調達契約<sup>41</sup>、輸出信用及び国家による上記以外の形態の支援、恩恵及び利益の見直しを行うことで、事業上のインセンティブを人権に関する責任と一致させること。締約国は、法律の妥当性について定期的な見直しを行い、コンプライアンス及び情報格差、並びに新たな課題を特定し、これに対処するべきである<sup>42</sup>。

16. 保護義務には、企業に対して人権デュー・デリジェンス（これは、規約上の権利を侵害するリスクの特定、防止及び最小化、規約上の権利の侵害防止、並びに当該企業及びその支配下にある事業者の決定・営業が原因又は一因となり生じた規約上の権利への悪影響について責任を取ることを目的とする。）の実施を義務付ける法的枠組みを採用する積極的義務も含まれる<sup>43</sup>。また、締約国は、企業のサプライ・チェーンにおける規約上の権利の侵害、及び下請業者、サプライヤー、フランチャイジー又はその他のビジネスパートナーによる規約上の権利の侵害を防止するためにデュー・デリジェンスを義務付けるといった措置も講じるべきである。

17. 締約国は、適宜、先住民に対する事業活動の影響（特に、先住民の土地、資源、領地、文化遺産、伝統的知識及び文化に対する現実的又は潜在的な悪影響）が人権影響評価に含まれるよう徹底するべきである<sup>44</sup>。事業者は、人権デュー・デリジェンスを行う際は、事業活動の開始に先立ち、十分な情報と自由意思に基

<sup>40</sup> 米州人権裁判所、*Sawhoyamaya Indigenous Community v. Paraguay* (2006年3月29日判決、Series C No. 146) 第140パラグラフ。

<sup>41</sup> 第105回国際労働機関（ILO）総会で採択された、グローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークに関する決議の第16(c)パラグラフを参照。

<sup>42</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則」原則17(c)。事業に関連した人権侵害に関する法律の対象及び実効性の審査に係る付託事項の雛形は、A/HRC/32/19/Add.1の第5パラグラフを参照。事業に関連する人権侵害に関する企業の責任及び司法的救済手段へのアクセスの改善についての指針は、A/HRC/32/19の付属書類を参照。また、人権理事会決議32/10も参照。

<sup>43</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則」原則15及び原則17。

<sup>44</sup> A/68/279第31パラグラフ、「ビジネス参照ガイド：先住民の権利に関する国際連合宣言」15ページ、A/HRC/33/42、及びA/66/288第92～102パラグラフを参照。

づく事前の同意を得るため、先住民自身の代表機関を通じて先住民と誠実に協議し、協力するべきである<sup>45</sup>。この協議により、活動の潜在的な悪影響、この影響を最小限に抑える方法、及びこの影響に対する補償方法が明らかにされるべきである。また、企業は、先住民の伝統的領地において行われた開発行為から生じた利益の配分を確保する仕組みを構築する権利を尊重する義務を負うことから<sup>46</sup>、上記協議では、事業活動により生じる利益を配分する仕組みの設計も行われるべきである。

18. 例えば、締約国が、規約上の権利の侵害をもたらす事業者の行為、若しくは規約上の権利の侵害をもたらすことが予見可能な影響を伴う事業者の行為を阻止し、若しくは反対しなかった場合（例：新薬承認の基準を下げるなど）<sup>47</sup>、公契約において、障害者のための合理的配慮に関する条件を組み入れなかった場合、個人及びコミュニティによる規約上の権利の享受に対する潜在的悪影響を十分考慮することなく、天然資源の開発許可を与えた場合、特定のプロジェクト若しくは特定の地理的領域を、規約上の権利を保護する法律の適用対象から除外した場合、又は手頃で適切な住居へのアクセスをすべての人に保障するために不動産市場及び不動産市場で事業を行う金融機関を規制することを怠った場合は<sup>48</sup>、規約上の権利の保護義務違反に該当する。上記のような違反は、公務員の腐敗行為若しくは私人間の腐敗行為の防止措置が不十分な場合、又は裁判官の買収により人権侵害が是正されないまま放置されている場合に生じやすくなる。

19. 保護義務により、直接的な規制や調査が要求される場合もある。締約国は、以下に例示する措置を検討するべきである。公衆衛生を保護するために、特定の商品及びサービスのマーケティング・宣伝を制限する措置<sup>49</sup>（例：たばこ規制枠組み条約<sup>50</sup>に即して、タバコ製品のマーケティング・宣伝を規制する措置、1998年の「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」及びこれに続く世界保健総会の決議に即し、母乳代用品のマーケティング・宣伝を規制する措置<sup>51</sup>）、男女の役割に関する固定観念や差別と闘う措置<sup>52</sup>、すべての人が有する適切な住居に住む権利を保護するために、民間住宅市場での賃料規制を実施する措置<sup>53</sup>、生活賃金及び公正な報酬と整合的な最低賃金を設定する措置<sup>54</sup>、男女差別と効果的に闘うため、教育、雇用及び生殖に関する健康を享受する規約上の権利に関連する上記以外の事業活動を規制する措置<sup>55</sup>、並びに非公式又は「非標準的な」（つまり不安定な）雇用形態を漸進的に廃止する措置（多くの場合、これらの雇用形態は、労働者に労働法上の保護及び社会保障が与えられないという結果を招いている。）。

20. （特に、事業活動に関して）腐敗行為は、効果的な人権の促進・保護を阻む大きな障壁の1つとなっている<sup>56</sup>。また、腐敗行為は、経済的、社会的及び文化的権利の実現に不可欠なサービスを提供するために資源の動員を行う国家の能力を損なう。腐敗行為により、当局に影響を及ぼすことができる人が（贈賄又は政治

45 「ビジネス参照ガイド：先住民の権利に関する国際連合宣言」16ページ、及び先住民の権利に関する国際連合宣言第19条。

46 A/66/288 第102パラグラフを参照。

47 A/63/263 及び A/HRC/11/12 を参照。

48 A/HRC/34/51 第62～第66パラグラフを参照。

49 子どもの権利に関する条約、企業セクターが子どもの権利に与える影響に関する国家の義務に関する子どもの権利委員会の一般的意見第16（2013）の第14、第19、第20、第56及び第57パラグラフ、世界保健機構（WHO）の「子どもに対する食料及びノンアルコール飲料のマーケティングに関する勧告（2010）」、及び世界保健機構（WHO）の「子どもに対する食料及びノンアルコール飲料のマーケティングに関する勧告の実施枠組み（2012年）」を参照。

50 世界保健機構（WHO）の条約。

51 A/HRC/19/59 第16パラグラフを参照。

52 「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第5条を参照。

53 当委員会の一般的意見第4の第8(c)パラグラフを参照。

54 当委員会の一般的意見第23の第10～第16及び第19～第24パラグラフを参照。

55 「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、同条約第2条に基づく締約国の主要な義務に関する一般的意見第28（2010）の第13パラグラフを参照。

56 人権理事会決議23/9及び総会決議A/RES/69/199を参照。

的圧力を含む。) 、公共サービスへのアクセスにおいて優遇されるという差別的状況が生じる。よって、内部告発者を保護するとともに<sup>57</sup>、腐敗行為に対抗する特別なメカニズムを構築するべきである(同メカニズムには、独立性を保障し、十分なリソースを与えるべきである)。

21. 伝統的な公共部門(例:医療部門、教育部門)における民間主体の役割と影響が増大したことにより、締約国は、規約に基づく義務を遵守する上で新たな課題に直面している。規約は、民営化自体を禁止するものではなく、これは、水、電気、教育又は医療の提供等、伝統的に公共部門が大きな役割を果たしてきた分野であっても同様である。しかし、民間の供給者には、「公共サービス義務(public service obligation)」と称される厳格な規制が課されるのである。水又は電気の供給の場合、上記の規制には、対象の普遍性、サービスの継続、価格決定方針、品質条件及びユーザー参加に関する要求が含まれる<sup>58</sup>。同様に、民間の医療供給者に対しては、手頃で適切なサービス、治療又は情報へのアクセスの拒否を禁止するべきである。例えば、医師が、良心に基づき、性と生殖に関する特定の医療サービス(妊娠中絶を含む。)の供給を拒否することが認められている場合、当該医師は、当該サービスを求めている女性又は少女を、他の医師(合理的な地理的範囲内に所在し、当該サービスを提供する意思を有する医師)に紹介しなければならない<sup>59</sup>。

22. 当委員会は、基本的な経済的、社会的及び文化的権利の享受に必要なとされる物資及びサービスの供給を民間部門が行うことにより、かかる物資・サービスの手頃感が損なわれ、又は増益のために質が犠牲にされる可能性を特に懸念している。規約上の権利の享受に不可欠な物品及びサービスを民間主体が供給することで、支払能力がなければ規約上の権利を享受できないという事態を生じさせるのは、新たな社会経済的分断を生むものであり、望ましくない。教育の民営化がこうしたリスクの好例である(教育の民営化により、私立の教育機関が社会のもっとも裕福な階層にしか手の届かない特権化された質の高い教育を提供し、又は十分な規制を受けることなく最低限の教育水準も満たさない教育を提供する一方で、締約国が教育を受ける権利の充足義務を果たさないことについて便利な口実を与えられている<sup>60</sup>)。また、民営化の結果、歴史的に疎外されてきた集団(例:障害者)が排除されてはならない。よって、締約国は、民間主体が供給するサービスがすべての人にアクセス可能で、適切なものであり、変化する人々のニーズを満たすために定期的な評価を受け、かつ当該ニーズに適合的なものであることを担保するため、民間主体を規制する義務を常に負っている。規約上の権利の享受に必要な不可欠な物資又はサービスの提供を民営化することで、責任の欠如が生じる可能性があるため、かかる商品及びサービスの提供の適切性の評価に参加する個人の権利を確保する措置を講じるべきである。

### 3. 充足義務

23. 充足義務は、利用可能な最大限のリソースの範囲内で、規約上の権利の享受の促進及び増進に必要な措置、そして場合によっては、規約上の権利の享受に不可欠な物資及びサービスを直接提供するために必要な措置を講じることを締約国

<sup>57</sup> 第105回国際労働機関(ILO)総会で採択された、グローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークに関する決議の結論、第16(g)パラグラフを参照。

<sup>58</sup> 例えば、人権理事会決議15/9を参照。

<sup>59</sup> 性と生殖に関する健康に対する権利に関する当委員会の一般的意見第22(2016)の第14、第42、第43及び第60パラグラフを参照。

<sup>60</sup> 例えば、E/C.12/CHL/CO/4の第30パラグラフ、及びA/69/402を参照。教育サービスの提供を適切に規制することはもちろん重要であるが、同時に、学問の自由並びに「公的当局が設立した学校以外の学校(国家が規定又は承認した最低限度の教育水準を満たすもの)を子どものために選択する自由、並びに自らの信念に従って子どもに宗教教育及び道徳教育を施す両親(及び、該当する場合は法定後見人)の自由」(規約第13条3項)も尊重するべきである。初等教育に関して、締約国は、経済的に手頃であるだけでなく、規約第13条第2項(a)及び第14条の要請に従い無償化を確保しなければならない。

に要求する。この義務の履行には、締約国によるリソース動員（累進課税の仕組みの実施を含む。）が必要となる可能性がある。また、規約上の権利を実現させ、その他の人権基準及び人権原則を遵守するために、事業者の協力・支援を求める必要が生じる場合もありうる。

24. 充足義務は、事業者の取組みを、規約上の権利の充足に向けさせることも要求する。例えば、「世界人権宣言」及び科学の進歩による利益を享受する権利（規約第 15 条）に整合する知的財産権の枠組みを設計する際に、締約国は、健康に対する権利の享受に必要な必須医薬品へのアクセス<sup>61</sup>、又は食料を得る権利及び農民の権利に必要な不可欠な生殖に関する資源（例：種子）へのアクセス<sup>62</sup>が、知的財産権により否定又は制限されないよう徹底するべきである。また、締約国は、自らの文化的遺産、伝統的知識及び文化的表現に関する知的財産を管理する先住民の権利を承認し、これを保護するべきである<sup>63</sup>。締約国は、新製品及び新サービスの研究及び開発を支援する際には、規約上の権利の充足を目指すべきである（例：障害者のインクルージョンを促進するため、ユニバーサルな設計の商品、サービス、装置及び設備の開発支援を行う。）。

### C. 域外における義務

25. 過去 30 年の間には、多国籍企業の活動の著しい増加、国家間の投資や貿易の拡大、そしてグローバル・サプライチェーンの登場という変化があった。さらに、しばしば国家機関と海外の民間投資家との官民連携という形で、大規模な開発プロジェクトに民間投資が関わるが多くなった。こうした展開を受け、域外における国家の人権義務という問題が特に重要になっている。

26. 当委員会は、民間企業と経済的、社会的及び文化的権利に関する締約国の義務に関する声明（2011 年）において、締約国の規約上の義務は国境で止まるものではない旨を繰り返し述べた。締約国は、受入国の主権を侵害することなく、又は規約に基づく受入国の義務を軽減させることなく、自国の領域及び／又は法域内を拠点とする企業（当該締約国の法律に基づいて設立されたか否かを問わない。また、登記上の住所、本社又は主たる事業所が、同国の領域内に存在するか否かを問わない。）による外国での人権侵害の防止に必要な措置を講じる義務を負う<sup>64</sup>。当委員会は、過去の一般的意見（水に対する権利<sup>65</sup>、労働の権利<sup>66</sup>、社会保障に対する権利<sup>67</sup>、及び公正かつ良好な労働条件を享受する権利<sup>68</sup>に関する一般的意見）及び締約国による報告書の検討においても、締約国の域外における具体的義務について検討している。

27. 締約国が域外的な規約上の義務を負うのは、規約上の義務が領域又は法域に関する制限への言及なしに表現されているという事実の帰結である。確かに、規約第 14 条には、締約国は「本国の領域又はその管轄下にある他の地域において」初等義務教育を提供しなければならない旨が規定されているが、こうした文言は、規約の他の条項には存在しない。さらに、第 2 条第 1 項は、経済的、社会的及び文化的権利を実現させる手段として、国際的な援助及び協力に言及している。自国の領域内に拠点を置き、かつ／又は自国の管轄下にある主体（したがって、自国の支配又は権限に服する主体）が、他国で他人の権利を侵害している場合、又は

<sup>61</sup> A/HRC/23/42 の第 3 パラグラフ（必須医薬品を提供する義務が、全締約国の即時的義務であることを認めた。）を参照。

<sup>62</sup> A/64/170 の第 5 及び第 7 パラグラフ、並びに「食料・農業植物遺伝資源条約」（2001 年 11 月 3 日に第 31 回 FAO で採択された決議 3/2001）の第 9 条を参照。

<sup>63</sup> 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の第 24 条及び第 31 条、並びに当委員会の一般的意見第 21 の第 37 パラグラフを参照。

<sup>64</sup> E/C.12/2011/1 の第 5 及び第 6 パラグラフを参照。

<sup>65</sup> 当委員会の一般的意見第 15 の第 31 及び第 33 パラグラフを参照。

<sup>66</sup> 当委員会の一般的意見第 18 の第 52 パラグラフを参照。

<sup>67</sup> 当委員会の一般的意見第 19 の第 54 パラグラフを参照。

<sup>68</sup> 当委員会の一般的意見第 23 の第 70 パラグラフを参照。



その行為が予見可能な損害を招く可能性がある場合に、締約国が消極的な態度をとることを認めることは、上記の言及と矛盾するであろう。たしかに、国連加盟国は、国連憲章第 55 条に規定された目標（「人種、性別、言語又は宗教による差別のない、すべての人の人権及び基本的人権の普遍的な尊重及び遵守」を含む。）を達成するため、「この機構と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約した<sup>69</sup>。この義務は、領域に関する制限に言及することなく表現されている。人権条約に基づく締約国の義務の範囲を検討する際には、この点を考慮するべきである。また、国際司法裁判所も、国連憲章に則り、主要な人権条約の趣旨・目的、立法経緯、及び本文中に領域に関する制限規定が存在しないことに着目した上で、これらの人権条約が域外に及ぶことを認めた<sup>70</sup>。また、他国の領域に損害をもたらす目的で自国の領土が使用されることを国が許可することは、国際慣習法により禁止されている。この義務は、特に国際環境法において重要である<sup>71</sup>。人権委員会も、決議 21/11 において極度の貧困と人権に関する指導原則を承認した際に、上記の禁止が人権法にも及ぶことを認めている<sup>72</sup>。

28. 締約国の域外における義務は、締約国が、自国領域内に拠点を置く企業及び／又は自国の管轄権に服する企業の行動を統制することにより、国際法上の制限に反することなく、自国領域外の状況に影響を及ぼすことができる場合あり、自国領域外における経済的、社会的及び文化的権利の実効的な享受に貢献しうるときに生じる<sup>73</sup>。この点について、当委員会は、子どもの権利委員会の「企業セクターが子どもの権利に及ぼす影響に関わる国の義務に関する一般的意見第 16」（2013 年）<sup>74</sup>及び他の人権条約機関の見解にも留意する<sup>75</sup>。

## 1. 域外的な尊重義務

29. 域外的な尊重義務は、締約国に、自国領域外の人々による規約上の権利の享受を直接的にも間接的にも妨害しないことを義務付ける。この義務の一環として、締約国は、他国が行う規約上の義務の履行を妨げないよう徹底しなければならない

<sup>69</sup> 「国連憲章」第 56 条。

<sup>70</sup> 「パレスチナ占領地における壁建設の法的帰結、国際司法裁判所の勧告的意見、ICJ 報告書（2004 年）」の第 109～第 112 パラグラフ。

<sup>71</sup> 「トレイル溶鉱所事件」（米国 v. カナダ）Reports of International Arbitral Awards vol. 3（1941）1965 ページ。国際司法裁判所「コルフ海峡事件」（イギリス v. アルバニア）（本案）ICJ 報告書第 4 巻（1949 年 4 月 9 日）第 22 パラグラフ。国際司法裁判所「核兵器の威嚇又は使用の合法性、国際司法裁判所勧告的意見」ICJ 報告書（1996 年 7 月 8 日）第 29 パラグラフ。また、2006 年に国際法委員会第 58 会期で採択された A/61/10、危険行為により国境を超える損害が生じた場合における損害の割当てに関する原則案（特に、「各国は、自国領域内における危険行為、又はその他自国の管轄若しくは管理下での危険行為に起因して生じた国境を超える損害の被害者が、早急かつ適切な補償を得られるよう徹底するために必要なすべての措置を講じるべきである」と規定する原則 4 を含む。）も参照。2011 年に幅広い学者、研究機関及び人権 NGO の間で採択された「経済的、社会的及び文化的権利の分野における国家の域外義務に関するマーストリヒト原則」は、この点に関する国際人権法の現状に関するリステートメントを規定しており、その漸進的な発展に貢献している。

<sup>72</sup> 決議 21/11 は、極度の貧困と人権に関する指導原則の最終草案を採択した（A/HRC/21/39 を参照。）。同原則の第 92 パラグラフは、「国家は、国際協力及び国際支援の一環として、人権の享受を尊重・保護する義務を負う。この義務には、国境を超えて貧困に生きる人々による人権の享受を阻害するリスクが予見される行為を回避すること、また法律、政策及び慣行の域外的影響に関する評価を実施することが含まれる」と規定している。

<sup>73</sup> 当委員会の一般的意見第 12 の第 36 パラグラフ、一般的意見第 14 の第 39 パラグラフ又は一般的意見第 15 の第 31～33 パラグラフ、当委員会の一般的意見第 19 の第 54 パラグラフ、一般的意見第 20 の第 14 パラグラフ及び一般的意見第 23 の第 69 及び第 70 パラグラフ、並びに E/C.12/2011/1 第 5 パラグラフを参照。

<sup>74</sup> 第 43 及び第 44 パラグラフを参照。

<sup>75</sup> 例えば、CERD/C/NOR/CO/19-20 の第 17 パラグラフ、及び CCPR/C/DEU/CO/6 の第 16 パラグラフを参照。

い<sup>76</sup>。この義務は、通商協定及び投資協定又は金融協定及び租税条約の交渉・締結<sup>77</sup>、並びに司法協力との関係で、特に重要である。

## 2. 域外的な保護義務

30. 域外的な保護義務は、締約国が監督権を行使できる企業の活動により、領域外で生じる規約上の権利侵害の防止措置及び救済措置を講じることを締約国に義務付ける（特に、被害者が、権利侵害の発生国の国内裁判所において救済を得られない場合、又は同裁判所で得られる救済が実効的ではない場合）。

31. この義務は、締約国が、国連憲章及び国際法に従い、監督権を行使することができる一切の企業に及ぶ<sup>78</sup>。締約国は、一般国際法により認められる管轄権の範囲で、自国領域及び／又は管轄内に拠点を置く企業を規制することができる。こうした企業には、締約国の法律に基づいて設立された企業、又は締約国の領域内に登記上の住所、本社若しくは主たる事業所を有する企業が含まれる<sup>79</sup>。締約国は、自国及び外国における経済的、社会的及び文化的権利の保護に貢献するため、直接的に義務を課すのではなく、インセンティブを利用することもできる（例：公契約に、強固で実効的な人権デュー・ディリジェンス・メカニズムを導入した企業が優遇される条項を含めるなど）。

32. 通常、民間企業の行動に起因する経済的、社会的及び文化的権利の侵害について、締約国が直接的に国際的責任を問われることはない（ただし、本一般的意見の第 11 パラグラフに記載した 3 つの場合を除く。）。しかし、権利侵害の発生により、締約国が権利侵害を回避する合理的措置を講じていなかったことが判明した場合、締約国は、規約上の義務に違反したことになる。他の原因も権利侵害の発生に寄与していた場合<sup>80</sup>、及び締約国が権利侵害の発生を予見していなかった場合であっても、当該権利侵害を予見することが合理的に可能であったときは、締約国の責任が認められる可能性がある<sup>81</sup>。例えば、採取産業に伴うリスクは十分に証明済みであることを考慮すると、採鉱関連のプロジェクト及び石油開発プロジェクトについては、特別なデュー・ディリジェンスが必要となる<sup>82</sup>。

33. 締約国は、保護義務の履行に際し、企業に対しても、当該企業の影響下で行動する事業者（例：企業の子会社（企業が投資したすべての事業者を含む。また、当該締約国又は他国のいずれの法律に基づき登記されているかを問わない。）又はビジネスパートナー（サプライヤー、フランチャイジー及び下請業者を含む。））による規約上の義務の尊重を確保するため、最善の努力を尽くすことを求めるべきである。締約国の領域内及び／又は管轄内に拠点を有する企業には、相当な注意を払い、子会社及びビジネスパートナー（その所在地を問わない。）が犯した規約上の権利侵害の特定、防止及び対処に当たる義務を課すべきである<sup>83</sup>。こうしたデュー・ディリジェンス義務を課すことは、グローバル・サプライチェーンや多国籍企業グループ内における規約上の権利の潜在的侵害の防止及び対処を求めるものであることから、締約国の領域外の状況に影響を与えるものである。

<sup>76</sup> 経済制裁と経済的、社会的及び文化的権利の尊重との関係に関する当委員会の一般的意見第 8（1997）、及び「国際違法行為に対する国の責任に関する条文」第 50 条（他国の国際違法行為に対し、国又は国の集団が取る対抗措置は、「基本的人権の保護に関する義務」に影響を与えるものであってはならない。）。

<sup>77</sup> A/HRC/19/59/Add.5 を参照。

<sup>78</sup> 例えば、当委員会の一般的意見第 14 の第 39 パラグラフ、又は一般的意見第 15 の第 31～33 パラグラフを参照。マーストリヒト原則への注釈として、Olivier De Schutter その他の「経済的、社会的及び文化的権利の分野における国家の域外義務に関するマーストリヒト原則の注釈」Human Rights Quarterly vol.34（2012）の 1084～1171 ページを参照。

<sup>79</sup> 欧州評議会閣僚委員会の勧告 CM/Rec（2016）付属書類の第 13 パラグラフを参照。

<sup>80</sup> 国際司法裁判所、「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約の適用に関する事例」（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ v. セルビア・モンテネグロ）（2007 年 2 月 26 日付け判決）ICJ 報告書の第 430 及び第 461 パラグラフ。

<sup>81</sup> 「国際違法行為に対する国の責任に関する条文」第 23 条、注釈を参照。

<sup>82</sup> A/HRC/8/5/Add.2 を参照。

<sup>83</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則 13。

しかし、当委員会は、これが当該締約国による域外管轄権の行使に該当するものではないことを強調する。実効的な防止及び実施を担保するために、監視及び責任に係る適切な手続を導入しなければならない。かかる手続には、人権の尊重を担保するため、自社の方針及び手続に関する報告義務を企業に課すこと、及び規約上の権利侵害の責任及び救済に関する実効的な手段を提供することが含まれる。

34. 国際的な事例において実効的な責任及び救済手段へのアクセスを確保するには、国際協力が必要である。これに関し、当委員会は、企業関連の人権侵害の被害者のための責任及び救済へのアクセスに関する報告書（国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が人権理事会の要請を受けて作成したもの）に含まれる勧告に注目する<sup>84</sup>。この勧告は、「国内法制度の公法及び私法の執行において、国家機関や司法機関の間の国境を超えた協力をさらに実効的なものにするため」国家は（報告書に添付の）「ガイダンスに従って措置を講じる」べきであると述べている<sup>85</sup>。（特に、刑事犯罪の訴追手続では）より迅速に行動するため、相互支援を目的とする警察機関同士の直接的な情報伝達を活用するよう奨励するべきである。

35. 国際協力が強化されれば、管轄権の積極的抵触及び消極的抵触（これらは、法的不確実性及び訴訟当事者によるフォーラム・ショッピング、又は被害者が救済を得られないという事態を招きうる。）が生じるリスクは減少する。当委員会は、国家の義務（国際的な状況で規約上の権利侵害を受けた被害者のために、責任と救済手段へのアクセスの改善に向けて協力する義務）を強化しうる国際的文書の採択に向けた取組みを歓迎する。示唆を得られる可能性のある文書として、例えば、国際労働機関（ILO）の「海上労働条約（2013年に発効）」（調和のとれた国内法制度、並びに外国港への寄港時に船内の船員から苦情があった場合に、旗国及び寄港国の双方が行う検査について規定している。）又はILOの「家事労働者条約（2011）」（No. 189）及び「家事労働者勧告（2011）」（No. 201）が挙げられる。

### 3. 域外的な充足義務

36. 規約第2条第1項には、自国領域外にいる人の経済的、社会的及び文化的権利の充足を支援するため、締約国が集団で行動すること（国際協力を通じて行う場合を含む。）への期待が規定されている<sup>86</sup>。

37. 充足義務は、「世界人権宣言」第28条<sup>87</sup>に則り、規約上の権利の充足を可能にする国際的環境の創出に貢献することを締約国に義務付ける。そこで、締約国は、自国の法律及び政策において、かかる環境の創出を促進・支援するために必要な措置を講じなければならない（外交手段及び対外関係上の手段を含む。）。また、締約国は、締約国が行動に影響を及ぼしうる事業主体に対し、脱税や租税回避戦略を行うことで、規約上の権利の完全な実現を目指す国家（当該事業主体が事業を遂行している国）の取組みを損なうことがないよう徹底することを推奨するべきである。締約国は、多国籍企業の不当な税務慣行と闘うため、移転価格の慣行と闘うとともに、税務分野における国際協力を強化するべきである。また、（先進国は、移行期間中は法人所得税の最低税率を課して）単一事業者として多国籍グループ企業に課税する可能性を探るべきである。投資家を魅きつけることのみを目的とする法人税率の引下げは、「底辺への競争」を促進し、最終的には、規約上の権利の実現のために国内でリソースを動員する全国家の能力が損なわれてしまう。したがって、こうした慣行は、規約締結国の義務と矛盾する。銀行秘

<sup>84</sup> 人権理事会決議 26/22.

<sup>85</sup> A/HRC/32/19 の第 24～28 パラグラフ、及び報告書の付属書類である、企業関連の人権侵害の被害者のための説明責任と救済策へのアクセスを改善するためのガイダンスの第 9.1～第 9.7 及び第 10.1 パラグラフ、第 17.1～第 17.5 パラグラフ（公法の執行について）、並びに第 18.1 及び第 18.2 パラグラフ（私法の執行について）を参照。

<sup>86</sup> Olivier De Schutter その他の「経済的、社会的及び文化的権利の分野における国家の域外義務に関するマーストリヒト原則の注釈」。

<sup>87</sup> 総会決議 217 (III) A を参照。

密の過度な保護、及び法人税に関する寛容なルールは、経済活動の場となっている国が、経済的、社会的及び文化的権利を実施するために利用可能な最大限のリソースを動員する義務を履行する能力に影響を与える可能性がある<sup>88</sup>。

## IV. 救済手段

38. 締約国は、保護義務の履行に際し、適切な規制・政策の枠組みの策定と、その実施の両方を行うべきである。したがって、事業活動の文脈で規約上の権利の侵害を受けた被害者に、責任及び救済手段（司法上の救済手段が望ましい。）へのアクセスを保障するために、監視、調査及び責任の実効的なメカニズムを導入しなければならない。締約国は、規約上の権利及び（事業活動の文脈で）利用可能な救済手段について、個人及び集団に情報提供を行い、特に、先住民がかかる情報及びガイダンス（人権影響評価を含む。）にアクセスできるよう徹底するべきである<sup>89</sup>。締約国は、事業者に対しても、関連する情報、訓練及び支援を提供し、規約に基づく締約国の義務を認識させるべきである<sup>90</sup>。

### A. 一般原則

39. 締約国は、権利侵害を受けた個人及び集団に対し、適切な救済手段を提供するとともに、企業の責任を確保しなければならない<sup>91</sup>。これは、独立かつ中立的な司法機関へのアクセスを保障するという形を取るのが望ましい。当委員会は、「（責任確保のために）用いられる他の手段は、司法的救済により補強又は保管されていなければ、実効性を失う」ことをすでに強調した<sup>92</sup>。

40. 国際人権法及び国際人道法に対する重大な違反の被害者に対する救済手段に関するガイドライン<sup>93</sup>には、実効的な救済手段へのアクセスを提供するという一般的義務に基づき国家が負う諸々の義務に関する有益な示唆が含まれている。特に、国家は、以下を行うべきである。権利侵害の防止に必要なすべての措置を講じること。かかる予防措置が功を奏さなかった場合は、権利侵害について徹底的な調査を行い、侵害行為を疑われる者に対して適切な措置を取ること。最終的に誰が権利侵害の責任を負うかに関わらず、被害者に実効的な司法アクセスを提供すること。並びに、被害者に実効的な救済（補償を含む。）を与えること。

41. 救済手段が利用可能、実効的かつ迅速であることは、規約上の権利を完全に実現する上で必要不可欠である。そのためには、救済を求める被害者が、独立の公的機関に迅速にアクセスできる必要がある。この公的機関は、侵害発生の有無を判断する権限、侵害行為の中止を命じる権限、及び発生した損害に対する補償を命じる権限を有していなければならない。補償は、原状回復、賠償、リハビリテーション、謝罪及び再発防止の保証という形式を取りうる<sup>94</sup>。補償は、被害を被った人々の意見を斟酌したものでなければならない。再発防止のため、効果的な救済手段として、侵害行為の防止効果がないことが明らかになった法律及び政策の改善が要求される可能性もある。

42. 企業グループの構造上、事業者は、法人格のヴェール（*corporate veil*）の影に隠れることで日常的に責任を回避している（例：親会社が、子会社の行為に

<sup>88</sup> E/C.12/GBR/CO/6 の第 16 及び第 17 パラグラフ、並びに CEDAW/C/CHE/CO/4-5 の第 41 パラグラフを参照。

<sup>89</sup> 「先住民の権利に関する国際連合宣言」第 14 条、「ビジネス参照ガイド：先住民の権利に関する国際連合宣言」30～31 ページ、及び A/68/279 の第 56(d)パラグラフを参照。

<sup>90</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則」原則 8。

<sup>91</sup> 規約の国内適用に関する当委員会の一般的意見第 9（1998）の第 2 パラグラフを参照。

<sup>92</sup> 同上、第 3 パラグラフ。I.D.G. v. Spain 第 14 及び 15 パラグラフも参照。

<sup>93</sup> 総会決議 60/147（「国際人権法の重大な違反及び国際人道法の深刻な違反の被害者の救済及び補償に対する権利に関する基本原則およびガイドライン」）の第 3 条 (a)～(d)を参照。

<sup>94</sup> 同上、第 IX 部「損害の補償」。

影響を及ぼす立場にあった場合ですら、子会社の行為に対する責任を逃れようとするなど）。上記の他、主張の立証に必要な情報や証拠の入手が困難であること（こうした情報や証拠の多くは、被告である企業側の手中にあることが多い）、侵害が広範囲に拡大している場合に、集团的救済のメカニズムを利用することができないこと、請求の維持を経済的に支援する法律扶助及びその他の財源支援が存在しないこと等も、事業者による人権侵害の被害者が実効的な救済手段にアクセスすることを妨げる障壁となっている。

43. 多国籍企業による違反行為の被害者は、効果的な救済手段にアクセスする際に、特有の障壁に直面している。損害の証明又は因果関係（ある法域に所在する被告企業の行為と、他の法域で生じた権利侵害との間の因果関係）の立証は困難である上、国境を超える訴訟には法外な費用と時間を要することが多い。また、強固な司法共助のメカニズムが存在しない場合、証拠収集及び外国判決の執行には、特有の課題が伴う。一部の法域では、ある国に居住する被害者が被告企業の拠点国の裁判所で救済を求める上で、「不便宜法廷の法理」（この法理によれば、裁判所は、被害者が他国の裁判所を利用できる場合は、裁判管轄権の行使を拒否することができる。）が事実上の障壁となっている可能性がある。実際にも、被害者が他法域において実効的な救済手段へのアクセスを有していることを必ずしも確認しないまま、他法域の裁判管轄が認められ、請求が却下される事例は頻繁に見られる。

44. 締約国は、裁判の拒絶を阻止し、実効的な救済と補償を求める権利を保障するために、上記課題への対処に必要な措置を講じる義務を負っている。この義務により、締約国は、救済を阻む実体上、手続上及び実務上の障壁を除去することが求められる。その方法には、親会社又はグループの責任制度を確立すること、法律扶助及びその他の財源支援を原告に提供すること、人権に関連するクラスアクション及び公益訴訟を認めること、海外における関連情報へのアクセス及び証拠の収集（証人の供述を含む。）を容易にすること、並びにその証拠を司法手続に提出することを認めることが含まれる。不便宜法廷の検討に基づき司法判断を行う場合は、他法域で実効的な救済手段を利用することが、現実的にどの程度可能であるかという点を最優先に検討すべきである<sup>95</sup>。企業は、正当な救済手段の行使を萎縮させるために、個人又は集団に救済手段の行使を思いとどまらせる行動を不当にとるべきではない（例：企業の評判へのダメージを主張するなど）。

45. 締約国は、強制的な情報公開法を通じて、また、被害者が被告の保有する証拠の開示を受けられるようにする開示手続法を導入することで、関連する情報へのアクセスを容易にするべきである。請求の判断に関連する事実・事情の全部又は一部を被告企業が独占的に把握している場合は、立証責任の転換も正当化される<sup>96</sup>。営業秘密の保護及びその他の開示拒絶理由の行使を認める条件は、全当事者の公正な裁判を受ける権利を害すことなく、厳格に規定するべきである。さらに、締約国並びに同国の司法機関及び執行機関は、情報共有と透明性の促進、及び裁判の拒絶防止に向けて、互いに協力する義務を負う。

46. 締約国は、先住民が、個人的権利及び集团的権利の侵害に対する実効的な救済手段（司法的救済手段及び非司法的救済手段の双方）へのアクセスを有するよう徹底するべきである。これらの救済手段は、先住民の文化に配慮した、先住民に利用可能なものであるべきである<sup>97</sup>。

47. 締約国のすべての政府部局及び政府機関（司法機関及び警察機関を含む。）は、規約上の義務に拘束されることを想起されたい。締約国は、司法部門（特に、

<sup>95</sup> 欧州評議会閣僚委員会の勧告 CM/Rec(2016)3 付属書類第 34 パラグラフを参照。

<sup>96</sup> 当委員会は、差別を主張する訴訟という具体的文脈において既にこのことに言及している。当委員会の一般的意見第 20 の第 40 パラグラフを参照。また、A/HRC/32/19 付属書類の第 12.5 パラグラフ（民事事件について）及び第 1.7 パラグラフ（刑事事件及び準刑事事件について）も参照。

<sup>97</sup> A/68/279 第 50～53 パラグラフ、及び「ビジネス参照ガイド：先住民の権利に関する国際連合宣言」81 ページを参照。

裁判官及び弁護士)が、企業活動に関連する規約上の義務を十分に認識し、かつ、その職務を完全に独立に遂行できるよう徹底するべきである。

48. 最後に、人権擁護者が直面している課題にも注目されたい<sup>98</sup>。当委員会は、(特に、採取プロジェクトや開発プロジェクトの文脈において)自身又は他者の規約上の権利を保護しようとする人々に対する脅迫や攻撃の報告を頻繁に目にする<sup>99</sup>。さらに、労働組合の幹部、農民運動の指導者、先住民のリーダー及び反汚職活動家は、ハラスメントのリスクに晒されやすい。締約国は、人権擁護者及びその活動を保護するために必要なすべての措置を講じるべきである。締約国は、彼らの活動の妨害を目的とした刑事訴追、又はその他の方法による彼らの活動の妨害を控えるべきである。

## B. 救済手段の種類

49. 規約上の権利侵害に対する企業の責任を確保するには、様々な手段に頼る必要がある。もっとも深刻な規約上の権利侵害については、責任のある企業及び／又は個人の刑事責任が問われるべきである。検察当局は、規約上の権利の保護に関して当該企業や当該個人が負っていた役割を知る必要がありうる。規約上の権利を侵害された被害者は、規約上の権利が危険に晒されている場合、刑事責任の有無に関わらず、補償を求めることができるべきである<sup>100</sup>。

50. 締約国は、規約上の権利を侵害する企業活動、又はその可能性がある企業行動を抑制するために、行政罰の活用も検討するべきである。例えば、締約国の公共調達制度において、特定の企業(自社の行動が社会若しくは環境に与える影響について情報提供を行わなかった企業、又は規約上の権利に対する悪影響を回避・最小化するために相当な注意を払って行為するよう徹底する措置を導入していない企業)に対する発注を拒否することが考えられる。上記の場合は、輸出信用及び国家によるその他の支援も拒否する可能性がある。また、国際的には、投資協定で、規約上の権利侵害をもたらす行為に従事した他方当事者の外国投資家に対する保護を拒否する可能性もある<sup>101</sup>。

### 1. 司法的救済

51. 規約上の権利の侵害は、個人が(規約に基づき、又は規約上の保障が組み込まれた国内の憲法若しくは法律に基づき)国を相手取って行う請求により救済される場合が多い。しかし、損害の直接の原因が企業にある場合、被害者は、(規約により、自動執行性のある義務が民間主体に課されているという解釈を採る法域の場合は)直接規約に基づき、又は規約を国内法秩序に組み入れる国内法に基づき、当該企業を相手取って訴訟を提起できるべきである。この点で、民事救済は、規約上の権利を侵害された被害者の司法アクセスを保障する上で、重要な役割を果たす。

52. 先住民に実効的な司法アクセスを保障するには、締約国が、司法手続において、慣習法、先住民の伝統・慣行、並びに彼らの土地・天然資源に対する慣習的

<sup>98</sup> E/C.12/2016/2 (人権擁護者と経済的、社会的及び文化的権利に関する当委員会の声明)を参照。また、人権理事会決議 31/32 及び総会決議 53/144 (普遍的に承認された人権及び基本的自由を促進し保護する個人、団体及び社会組織の権利と責任に関する宣言)も参照。

<sup>99</sup> 例えば、E/C.12/VNM/CO/2-4 第 11 パラグラフ、E/C.12/1/Add.44 第 19 パラグラフ、E/C.12/IND/CO/5 第 12 及び第 50 パラグラフ、E/C.12/PHL/CO/4 第 15 パラグラフ、E/C.12/COD/CO/4 第 12 パラグラフ、E/C.12/LKA/CO/2-4 第 10 パラグラフ並びに E/C.12/IDN/CO/1 第 28 パラグラフを参照。

<sup>100</sup> A/HRC/32/19 付属書類(企業の責任の強化及び司法的救済手段へのアクセスの改善に関するガイドライン。特に、ガイドラインの「政策目的」4~8を参照)、及び企業の説明責任に関する国際円卓会議及びアムネスティ・インターナショナルが設立した独立専門委員会により 2016 年 10 月に作成された「企業犯罪の諸原則」を参照。

<sup>101</sup> 例えば、投資紛争解決国際センター事件番号 ARB/07/26, *Urbaser S.A. and others v. Argentina* (2016 年 12 月付け裁定) 第 1194 及び第 1195 パラグラフを参照。

所有権を承認することが必要となりうる<sup>102</sup>。締約国は、裁判所における先住民の言語及び／又は通訳の使用、リーガルサービス及び救済手段に関する情報の、先住民の言語での入手可能性<sup>103</sup>、並びに裁判所職員を対象とする先住民の歴史、法的伝統及び慣習に関するトレーニングの提供を確保すべきである。

## 2. 非司法的救済

53. 非司法的救済は、原則として、司法的メカニズム（これは、特定の侵害行為から規約上の権利を効果的に保護する上で、必要不可欠である場合が多い。）を代替するものと捉えるべきではない。しかし、非司法的救済は、企業により規約上の権利を侵害された被害者に対する実効的な救済の付与、及び侵害に対する責任の確保に寄与する可能性がある。こうした代替的メカニズムは、制裁及び被害者に対する補償の双方に関して、利用可能な司法的メカニズムと十分に調和の取れたものであるべきである。

54. 締約国は、行政的及び準司法的メカニズムを幅広く活用すべきである（例：労働監督官、裁決機関、消費者保護機関、環境保護機関、財政監督当局。これらの多くは、すでに締約国の大部分において事業活動の様々な側面で規制及び判断を行っている。）。締約国は、上記機関の権限を拡大して、企業による規約上の権利侵害に係る申立てを受領し、解決する権限、主張の調査権限、制裁を課す権限、及び被害者への補償を認定し、強制する権限を付与する可能性、又はこれらの権限を有する新機関を創設する可能性を模索すべきである。締約国は、ビジネスと人権に関する国家の義務を監視させるため、国内人権機関に対し、内部で適切な構造を構築するよう奨励すべきである。また、かかる人権機関に、企業の行動の被害者による申立てを受領する権限を付与する可能性もある。

55. 国内を本拠地とする非司法的メカニズムは、被害者の権利を実効的に保護するものであるべきである。また、このような代替的な非司法的メカニズムが創設された場合、当該メカニズムは、信用性及び権利侵害の防止と補償への効果的寄与を担保する様々な特性を備えているべきである<sup>104</sup>。非司法的メカニズムの判断は、強制可能であるべきである。また、このメカニズムは、すべての人が利用できるべきである。

56. また、関係する先住民の代表組織を通じて、関係する先住民と共に、先住民の被害者のための非司法的メカニズムを創設すべきである。司法上の救済手段と同様、締約国は、メカニズムの評価を行い、先住民に課された障壁（言語の壁を含む。）に対処すべきである<sup>105</sup>。

57. さらに、非司法的救済手段は、国際的状況でも利用可能であるべきである。国家の領域外にいる被害者が、その国の人権機関又はオンブズパーソン、及び国際機関が設立した苦情処理制度（例：OECD 多国籍企業行動指針に基づき運営されるナショナル・コンタクト・ポイント）を利用する場合は、その一例である。

## V. 実施

58. 規約の条件に従って事業活動が行われることを担保するには、締約国の不断の努力が必要である。そのためにも、国家行動計画又は国家行動戦略（締約国は、規約上の権利の完全な実現を確保するため、これらを採用することが期待される。）では、特に、規約上の権利の漸進的実現において企業が果たすべき役割の問題が扱われるべきである。

<sup>102</sup> A/68/279 の第 34 パラグラフ、及び刑事司法制度の運営及び機能における人種差別の防止に関する人種差別撤廃委員会の一般的勧告第 31 (2005) 第 5(e)パラグラフを参照。

<sup>103</sup> 「ビジネス参照ガイド：先住民の権利に関する国際連合宣言」 47 ページ及び人種差別撤廃委員会の一般的勧告第 31 の第 30 パラグラフ。

<sup>104</sup> ビジネスと人権に関する指導原則の第 31 パラグラフ。

<sup>105</sup> A/68/279 第 36 パラグラフを参照。

59. 「ビジネスと人権に関する指導原則」の採択に続いて、多くの国家組織又は地方組織が、ビジネスと人権に関する行動計画を採択した<sup>106</sup>。特に、こうした行動計画において具体的な目標設定と主体間の責任分配が規定され、その採択の時間枠及び採択に必要な措置が明確にされている場合、これは好ましい展開である。ビジネスと人権に関する行動計画には、人権原則（実効的かつ有意義な参加、差別禁止及び男女平等を含む。）、説明責任及び透明性が組み込まれるべきである。かかる行動計画の実施過程は、監視されるべきである。また、かかる行動計画では、すべての種類の人権（経済的、社会的及び文化的権利を含む。）が平等に重視されるべきである。こうした計画の設計への参加要件に関しては、事業活動の文脈において規約上の権利を実現する際に、国内人権機関及び市民社会団体が果たしうる／果たすべき基本的役割を想起されたい。

---

---

<sup>106</sup> 欧州評議会閣僚委員会の勧告 CM/Rec(2016)3 付属書類、第 10～第 12 条を参照。